

自治体向けFAQ

【第2版】

平成26年8月

- ※ 本FAQは、平成26年7月にお示ししたものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(セルの網掛け及び備考欄に記載)
- ※ また、これまでお示しした各種FAQ等の一覧性を確保する観点から、平成26年6月にお示しした「財政支援等関係(私学助成・就園奨励費、施設型給付)FAQ(よくある質問)」を始め、既存のFAQ等の一部を取り込んでいます。

【事業計画】

NO	事項	問	答	備考
1	確保方策 (定員弾力化の取扱い)	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があり、定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。	
2	事業計画 (私立幼稚園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことだが、事業計画との関係はどうなりますか。施行後に新制度に移行する場合、供給計画の内容を見直す必要があるのでしょうか。	確認を受けない幼稚園については、事業計画における確保方策において、「特定教育・保育施設」とは別に記載していただくこととしている(「量の見込み」の算出のための手引き)が、新制度への移行状況に変化が生じた場合でも必ずしも計画を変更していただく必要はありません。	
3	事業計画 (認定こども園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。	28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。なお、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられていることが望まれます。	
4	事業計画 (認定こども園移行特例)	供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員(幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員)の水準はどのように考えればよいですか。 幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定することですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。	本特例措置は、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするものですが、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。 例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子ども数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。 いずれにせよ、認可・認定に当たっては、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、都道府県計画(幼保連携型認定こども園については、政令市・中核市計画)において「上乗せする数」を各地域の実情に応じて適切に定めていただくことが前提になります。	一部修正
5	事業計画 (計画と認可の関係)	事業計画上、想定していない施設・事業について、事業者より認可申請があり、この申請が条件を満たしていれば、自治体は計画に位置付けられていなくても認可をしなければならないのでしょうか。(例えば計画中、保育の確保方策として認可保育所のみを定めているが、計画に定めていない小規模保育事業者からの認可申請がある場合。)	事業計画に具体的な記載がなくても、事業計画に定める需要量に達していない場合は、原則として認可しなければなりません。ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。 この場合であっても、現に待機児童がいる場合、機動的な対応が望ましいと考えます。いずれにせよ、計画にない施設・事業であっても、認可・確認することは可能です。	

6	事業計画 (計画と認可の関係)	待機児童は存在しているが、事業計画で設定した供給量は既に満たされている場合において、認可申請が行われた場合、どのように取り扱うべきでしょうか。	事業計画に定める供給量がすでに確保されている場合であっても、現に保育認定を受けて保育を受けられない状況、すなわち待機児童がいる場合には、認可しなければなりません。 ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。	
7	確保方策(認可を受けない幼稚園の取扱い)	確認を受けない幼稚園は事業計画上どのように取り扱うのですか。	量の見込みについては、「確認を受けない幼稚園」を利用する需要も含めて教育標準時間に係る量を見込みます。 また、確保方策については、確認を受けない幼稚園も施設等での保育を必要としない満3歳以上の子どもの教育の受け皿となっていることから、対象として含めます。	基本指針 Q&A Q10 再掲
8	確保方策(認可外保育施設の取扱い)	認可外保育施設を確保方策として計画に記載して良いのでしょうか。	子ども・子育て支援新制度では、市町村が把握した「量の見込み」に対して、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」により対応することが基本となりますが、「待機児童加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可化を支援しているところであり、当分の間は、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」に加えて、一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている「認可外保育施設」による対応についても計画に記載することも可能とします。 ※ベビーホテルのように、上記のような内容の支援を行っていない認可外保育施設は対象外とします。 (参考) 量の見込みの算出に当たっては、いわゆる「2号認定」「3号認定」は、現在の保育の利用状況(認可外保育施設の利用等を含む。)を基本として定めるものであり(別表第二)、認可外保育施設を利用する子どものうち保育を必要とする子どもを含めます。 ※上記のような内容の支援を行っている認可外保育施設に限りません。	基本指針 Q&A Q11再掲
9	確保方策 (国立大学附属幼稚園の取扱い)	国立大学附属幼稚園は事業計画においてどのように取り扱うのでしょうか。	国立大学附属幼稚園は、法律上、新制度の施設型給付の対象となることはできませんが、実質的には施設等での保育を必要としない満3歳以上の子どもの教育の受け皿となっていることから、事業計画に定める確保方策には対象として含めます。	追加
10	次世代行動計画との関係	子ども・子育て支援事業計画を、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の後継計画として位置づけたいと考えていますが、次世代行動計画を作成しないこととしても差し支えありませんか。	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、計画策定自体について任意化しています。すなわち、 ・策定しないという選択もありうる ・策定する場合にどの項目を盛り込むかについても任意としています。 ただし、法第11条第1項に基づく通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により施設整備の交付金を受けようとする場合や、「放課後子ども総合プラン」に基づく一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進を図るための事業を実施し、財政支援の対象となる場合には、次世代法の市町村行動計画に位置付ける必要があります。	追加

11	次世代行動計画との関係	子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を一体のものとして、一つの計画として定めることは可能ですか。また、その場合、例えば、行動計画部分については、「放課後子ども総合プラン」に関する事項のみを盛り込むといった対応は可能でしょうか。	行動計画の策定の仕方については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することもできるため、例えば、子ども・子育て支援事業計画に次世代法の計画の一部(例えば「放課後子ども総合プラン」に関する事項のみ)の要素を加えた計画として策定するなどの柔軟な対応も可能です。	追加
----	-------------	---	---	----

【基準】

NO	事項	問	答	備考
1	基準条例 (地域型保育事業)	地域型保育事業の認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、条例を制定しなければならないのでしょうか。	そのような場合であっても、将来、参入しようとする事業者から認可申請があった場合に備え、条例を制定しておく必要があります。	
2	基準条例 (地域型保育事業)	小規模保育事業の認可基準について、条例において、B型、C型の職員配置基準に係る保育士資格の要件を国基準より厳しい内容に設定することは可能ですか。また、A型のみに限定することは可能ですか。	例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を上回る4分の3に設定するなど国の基準を上回る基準を設定することは可能ですが、その基準を全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません。	
3	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業に係る基準条例において、小4から小6の児童については、児童館など放課後児童クラブ以外の居場所を確保することを前提に、放課後児童クラブの受け入れ対象児童の利用対象を小3までに限定することは可能ですか。	個々の放課後児童クラブに小6までの受け入れ義務を一律に課すものではありませんが、対象年齢を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではありません。	
4	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブにおける集団の規模について、「おおむね40人以下」と定められましたが、これについて経過措置を設けることは可能ですか。	支援の単位(児童の集団の規模)は参酌すべき基準であり、各市町村で省令基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、条例で異なる内容を定めていただくことも可能です。 このため、省令基準を十分に参酌した結果、各市町村の判断で経過措置を設けることも可能ですが、経過措置期間内に省令基準に適合させる取組を進めるなど、放課後児童クラブの質の確保を図るという基準策定の趣旨を踏まえた対応が望まれます。	
5	学則(園則)と運営規程の関係	各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則(園則)を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。	運営規程として定めるべき事項について、幼稚園や幼保連携型認定こども園が法令に基づき定める学則(園則)で網羅している場合には、運営規程と兼ねることが可能であり、別途、運営規程を作成する必要はありません(学則(園則)に定めていない事項がある場合には、別途、運営規程を作成する、又は学則(園則)に追加する必要があります)。なお、学則(園則)は認可権者への届出が必要であり、運営規程は確認権者たる市町村へ確認の際に提出することが必要となります。	追加

【認定】

NO	事項	問	答	備考
1	支給認定 (有効期間)	認定の有効期間は原則3年とのことですが、認定事由に該当しなくなった場合にはどうなりますか。また、現況確認についてはどのように対応すればよいでしょうか。	教育標準時間認定の有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とします。保育認定の有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として取り扱います。また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとします。	
2	保育の必要性認定	就労以外の事由についても、保育標準時間・短時間認定の区分設定を行う必要がありますか。また、求職活動、育児休業取得時の継続利用の事由については、一律に短時間認定としてもよいですか。	就労以外の事由についても、それぞれの置かれた状況が異なることから、保育標準時間・短時間の区分を設けることを基本としています。ただし、「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」の事由については、区分を設けず、保育標準時間を基本としています。 なお、「求職活動」、「育児休業取得時の継続利用」の事由について、市町村判断により、必要に応じて、例えば、原則として保育短時間認定に統一することも可能です。	一部修正
3	保育の必要性認定	求職活動中であることを理由として、保育の必要性を認定する場合、その有効期間はどのようになりますか。また、求職活動中であることを確認するための証明書類などの運用方針は国から具体的に示す予定はありますか。	保育の必要性の認定の期間については、雇用保険の失業給付日数(基本手当)の支給日数が90日となっていることを踏まえ、90日を基本的な期間として、それを上限に市町村が定める期間とします。また、求職活動中であることの確認方法については、ハローワークの登録証の写しや求職活動の状況が分かる申立書などを利用していただくことを想定しています。なお、市町村が定めた期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にある場合には、認定時と同様にその状況を確認のうえ、期間を延長することも可能です。	一部修正
4	保育の必要性認定	保育認定が受けられる就労要件として、月48時間から64時間の間で市町村が定める時間が下限となりますが、現在、48時間未満の下限時間を設定している場合やそもそも下限時間を設定していない場合において、親の就労時間が48時間に満たないが、現に保育所を利用している児童の取り扱いはどうなりますか。保育所を利用できなくなるのでしょうか。	現在、保育所において入所している児童については、経過措置により、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所を利用することが可能です。	
5	保育の必要性認定	現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定しても良いでしょうか。	現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けることとしています。	
6	保育の必要性認定	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合には、保育の必要性を認定することとされたが、「継続利用が必要である場合」とは、具体的にはどういう場合を想定しているのでしょうか。	現行制度における取扱いを踏まえ、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときを想定しています。	

7	教育標準時間認定	私学助成に残る幼稚園を利用する場合、1号認定(教育標準時間認定)の申請および認定の手続きは必要ないと理解して良いですか。	そのとおり。ただし、保護者が1号認定を市町村に申請した場合には、認定することが必要です。なお、当該利用者が保育所・認定こども園を希望していたが入園できず、私学助成の幼稚園を利用することとなった場合、引き続き保護者が保育所・認定こども園を利用する希望があれば、2号認定(保育認定)を維持する必要があります。	
8	認定の基準日	認定時期は今年度の10月頃から始まりますが、10月時点で2歳児の子どもが来年4月には3歳になる場合、現時点では3号で認定しておいて、来年また2号に認定しなおすのでしょうか。認定の基準日はいつになるのでしょうか。	認定の効力が発生する新制度施行予定の平成27年4月1日時点で満3歳に達している場合は、2号の認定をすることになります。	追加
9	認定の処理期間の基準日	1号認定の認定証の交付について、30日以内となっているが、施設で取りまとめて市に送ってくる場合、保護者が施設に提出した日から起算するのか、市役所に届いた日から起算するのでしょうか。	市町村が受理した日が起算日となります。	追加
10	3号から2号の認定証の切り替え時期	認定証を3号から2号に切り替える時期はいつになるのでしょうか。自治体の裁量で決めて良いのでしょうか。	満3歳に達する日の前日までの期間が認定証の期限となるので、実質的な弊害がないよう配慮した上で、新しい認定証の受け渡し時期は自治体の裁量にお任せいたします。	追加
11	各種ひな形、様式	各種様式のひな型は今後、国から示してもらえるのでしょうか。(例:みなし確認、入所申し込み、認定証、利用者負担額決定通知、施設型給付(法定代理受領請求))	支給認定証の記載事項は省令で規定していますが、利用者負担額決定通知、施設型給付(法定代理受領請求)も含めて、その様式を国からお示しする予定はありません。平成25年10月30日子ども子育て支援制度説明会(システム関係)において、支給認定や確認に係る申請書(案)をお示しているのご参照ください。	追加

【認可・確認】

NO	事項	問	答	備考
1	認定返上	安心こども基金による認定こども園整備事業等の国庫補助を受けて整備した認定こども園について、認定こども園としての認定を返上し、幼稚園と保育所に分けて運営することとした場合、補助金の返還を求められることになりますか。	認定こども園として運営しない場合は、原則として、補助額の返還を命ずることとされています。しかしながら、認定こども園整備事業等の国庫補助を受けて設置した施設について、後発的事情により幼稚園や保育所に転用して使用継続する場合には、所管省庁に個別にご協議いただいた上で、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能と考えています。	

2	確認 (確認の効力)	各施設・事業者の確認について、広域利用がある場合には、利用者の居住する複数の市町村が確認をする必要がありますか。	施設型給付の対象施設(幼稚園、保育所、認定こども園)については、施設所在市町村による確認の効力が全国に及ぶことから、それぞれの市町村による確認行為は不要です。他方、地域型保育給付の対象事業者については、利用者の居住する複数の市町村がそれぞれ確認する必要がありますが、その具体的な方法については、できる限り簡素で効率的に処理できる仕組みを検討中です。	
3	確認 (利用定員設定の際の 手続き)	確認対象施設・事業の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設・事業については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。	確認対象施設・事業の利用定員については、あくまで個々の施設・事業の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいで差し支えありません。また、みなし確認対象施設・事業については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねています。	一部修正
4	確認 (確認の期限)	確認の期限はありますか。	一定期限に区切って更新するという仕組みではなく、確認の期限はありません。	追加
5	幼保連携型認定こども園のみなし認可	認定こども園法一部改正法附則第3条第1項のみなし認可について、地方公共団体が設置者である場合は適用されないのでしょうか。	地方公共団体が幼保連携型認定こども園を設置する場合、都道府県知事の認可は必要ありません。都道府県知事に届出をすることとなります(認定こども園法第16条)。このため、みなし認可の規定は適用されませんが、既存施設については、上記のとおり、都道府県知事に届出をすることとなります。 ※指定都市・中核市が設置する場合、認定こども園法第16条の届出は不要ですが、都道府県知事への情報提供が必要となります(認定こども園法第18条第3項)。	追加
6	幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の寄附行為の変更	学校法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた場合に、どのような寄附行為の変更が必要ですか。また、既存幼稚園、既存保育所から移行する場合は、どうなるのでしょうか。	寄附行為の変更手続きについては、現在検討を進めているところであり、追って検討結果をお示しします。	追加
7	幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の定款の変更	社会福祉法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた場合に、どのような定款の変更が必要ですか。また、既存幼稚園、既存保育所から移行する場合は、どうなりますか。	定款の変更手続きについては、現在検討を進めているところであり、追って検討結果をお示しします。	追加

【利用定員・認可定員】

NO	事項	問	答	備考
1	事業計画 (定員弾力化)	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があります。定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。	自治体FAQ 事業計画 No1再掲
2	利用定員を上回る受け入れ	認可基準を下回らない範囲内であれば、年度当初から、利用定員を上回る受け入れを行うことは認められますか。	可能です。ただし、利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合や、利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直していただく必要があります。	追加
3	定員超過の場合の施設型給付の取扱い	定員を超えて受け入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受け入れが原則となりますが、年度途中で利用希望者の増加等により利用定員を超えて受け入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受け入れをしている場合(連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)には利用定員を見直す必要があります。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。 (なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、現在検討中。) ※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化(都道府県等の認可権者の認可・届出等)も必要になります。 また、この場合の 利用定員の取扱い や 公定価格の減額調整 などについては、現在検討中です。	・一部修正 ・公定価格 FAQ16再掲
4	私立幼稚園の定員超過の場合の取扱い	定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過についても、保育所と同様に取り扱われるのですか。	認可定員を超過して受け入れを行っている施設については、都道府県と市町村で連携して、認可定員の増や受け入れ人数を減少させる等の対応により、認可定員の適正化に取り組んでいただくことが基本ですが、こうした改善措置をただちに講じることが困難な場合も想定されることから、どのような運用とするかについて現在検討中です。方針が整理でき次第、追ってお示します。	追加

5	利用定員の設定方法	利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。	利用定員の設定(1号～3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うことになります。その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要です。利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めるとしており、当該実績を参考にさせていただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への協議が必要になります(みなし確認を受ける施設・事業については、省令上の義務としては都道府県への協議のみで可)。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続を求めるものではありません。	追加
6	需要を上回る利用定員の設定	利用定員は認可定員と一致させることが基本とのことですが、認可定員どおりに利用定員を設定した結果、利用定員総数(供給量)が利用見込総数(需要)を上回る、すなわち供給過剰になっても問題ないのでしょうか。こうした場合は、供給量を減らす必要はありますか。	新制度に基づく事業計画においては、需要を満たす確保方策を定めていただく必要があります。需要に対し、供給量が不足している場合は、当該不足に対応した確保方策を具体的に定めていただく必要がありますが、供給が過剰な場合に需要に応じて供給量(利用定員)を減らすことを求めるものではありません。	追加
7	利用定員設定の際の手続き	確認対象施設・事業の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設・事業については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。	確認対象施設・事業の利用定員については、あくまで個々の施設・事業の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいて差し支えありません。また、みなし確認対象施設・事業については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねています。	・一部修正 ・自治体FAQ 【認可・確認】No3再掲
8	利用定員の変更	定員超過の状況を踏まえ、認可定員及び利用定員を引き上げた後、需要の減少により利用人員が減少した場合、再び利用定員を引き下げることができますか。	客観的に実利用人員が減少しているなど、利用定員を引き下げることについての合理的な理由がある場合には、3月前に市町村長に届け出ることによって引き下げることが可能です。その際、実利用人員を考慮して定員設定を行う必要があり、また現に当該施設・事業において教育・保育の提供を受けていた児童に対して、定員減少後も引き続き教育・保育の提供がなされるよう、他の施設・事業者等との連絡調整等を図ることが義務づけられている点に留意が必要です。	追加
9	利用定員変更の際の手続き	確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合にも、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。	確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、利用定員を増加させる場合は都道府県知事への協議が必要となり、減少させる場合には3月前までに市町村長に届け出ることが必要ですが、地方版子ども・子育て会議への意見を聴くことは義務付けられていません。	追加

10	減算調整	<p>減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%超の場合か、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。</p> <p>また、減算するのは120%を超えた分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。</p> <p>(例：認定こども園の施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合)</p>	<p>認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることになります。(2・3号は合計の定員)</p> <p>※例の場合は、2号と3号の超過率が143%(2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用)となっており、これが2年間連続で120%超の場合には2・3号の公定価格全体を減算(120%以下の児童も含め)することになります。(1号の公定価格は減算しません。)</p>	<p>・追加 ・公定価格のQ4再掲 ・平成26年5月26日子ども・子育て会議参考資料2「公定価格の骨格について(詳細版)」の「定員を恒常的に超過する場合」の記載内容を修正。</p>
11	認定こども園における1号利用定員と2号利用定員の取扱い	<p>認定こども園を利用している保護者の就労状況が変化し、2号認定から1号認定に変更になった場合、1号認定から2号認定に変更になった場合、それぞれどのような取扱いとなりますか。利用定員に空きがない場合には、退園しないといけないのでしょうか。</p>	<p>保護者の就労状況が変化し、支給認定区分が変更となった場合でも、子どもが通う施設の変更はできる限り避けることが望ましいと考えています。</p> <p>特に、認定こども園の場合、保護者の就労状況が変化しても、継続して同一の施設で教育・保育を受けることがメリットのひとつであることから、利用定員に空きがある場合はもちろんのこと、利用定員に空きがない場合であっても、一定の範囲内であれば、一時的な定員超過を認める柔軟な取扱いとすることにより、認定こども園の継続利用を可能とする方針です。</p>	追加
12	最低利用定員	<p>利用定員の最低数はどのような取扱いとなっていますか。</p>	<p>施設型給付・委託費の対象施設のうち、保育所、認定こども園については、地域型保育事業との区分を踏まえ、最低利用定員を20人以上としています。</p> <p>地域型保育事業については、家庭的保育は1人以上、小規模保育は6人以上としています。</p>	追加
13	利用定員の区分(年齢・保育必要量)	<p>利用定員は、年齢別に設定する必要がありますか。また、保育標準時間・短時間ごとに設定する必要がありますか。</p>	<p>1号定員および2号定員については3～5歳、3号定員については0歳と1～2歳の区分により設定することを基本としています。地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。</p> <p>また、保育標準時間・短時間ごとの区分は設けずに設定することを基本としています。年齢区分と同様に、地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。</p>	追加

【利用者負担額】

NO	事項	問	答	備考
1	園児募集時の利用者負担額の取扱い	園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。	利用者負担額(保育料等)の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものですが、5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示したところであり、これを踏まえて、今年度の保育料等の水準を基本としつつ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、最終的な金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただくこととなります。	
2	幼稚園の入園料等の取扱い	幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。	<p>入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として、所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となります。</p> <p>また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複のないように設定する必要があります。</p> <p>新制度移行後も入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、</p> <p>①教育・保育の対価としての性質 ②入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての性質 の大きく2つに分けられると考えます。(なお、入園の権利を保証するため、これらとは別に費用を徴収することは、一定の利用者負担により標準的な内容の教育・保育の利用を保証しようとする新制度の趣旨を鑑みると適切でないと考えられます。)</p> <p>このうち①については、上乗せ徴収として一定の要件の下で徴収することが可能であり、上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。</p> <p>上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。</p> <p>上記の②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乗せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。</p> <p>こうした観点にかんがみると、新制度の下で入園時に行う費用徴収を「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者へ説明することが適当と考えられます。</p> <p>なお、利用者負担及び上乗せ徴収については、学則(園則)の記載事項を定めている学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第7号に該当するため、学則(園則)に記載する必要があります。その際、利用者負担については、「所得に応じて市町村が定める額を毎月徴収する」といった記載がふりとし、上乗せ徴収については、これまでの各種納付金と同様に記載することが考えられます。また、実費徴収については、一律に学則(園則)に記載する必要はありません。</p>	一部修正

3	上乗せ徴収、実費徴収	上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。	<p>教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格(利用者負担額を含む)によって賄われない費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくことになります。</p> <p>これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条において規定しています。</p> <p>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p> <p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食料費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。</p>	
4	私立幼稚園の経過措置	私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。	<p>市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している私立幼稚園(認定こども園を含む。以下同じ。)については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。</p> <p>私立幼稚園にはこれまで保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっていることを踏まえ、現在適正な運営が行われているなどの要件に該当する場合は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額を徴収することを認め、施設型給付費の減額は行わないとするものです。この措置は、市町村がその公費により国基準額より低減する場合には、その低減した額よりも更に低い額とすることを認めるものであり、市町村などが公費によりその差額を補填することを前提としているものではありません。</p>	一部修正
5	公立施設の利用者負担額の徴収根拠・位置づけ	公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しませんが、条例で定めることは必要ですか。また、利用者負担の額も条例で定めることが必要ですか。また、利用者負担は公債権、私債権のいずれになるのでしょうか。	<p>公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当するため、条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理されます。また、公の施設の費用徴収に関して条例で定める際には、金額の決定を全面的に規則に委ねることはできないので、少なくとも、条例上、上限額あるいは範囲等が規定されていることが求められます。</p>	7月更新版No.6、7【公立幼稚園・公立保育所】の項目に移動
6	広域利用	広域利用する場合の利用者負担額について、保護者の居住地の市町村外の施設を利用する場合の利用者負担額は、当該保護者の居住地の市町村が定める額になると理解してよいでしょうか。(公立保育所については利用者施設(=市町村)との直接契約になるため、例えばA市の子どもa子がB市公立保育所に通う場合は、B市が、A市が定める利用者負担額をa子から徴収するということがよろしいでしょうか。)	<p>お見込みのとおり、広域利用の場合であっても、利用者負担額は保護者の居住地の市町村が定める利用者負担額になります。</p> <p>(例のケースでは、お見込みのとおり、B市(施設)が、A市が定める利用者負担額をa子の保護者から徴収することになります。)</p>	

7	広域利用	私立幼稚園のないA市の子どもが、B市の私立幼稚園を利用した場合の利用者負担額はようになりますか。	広域利用の場合においても、あくまで給付の実施主体となるのは、利用者が居住する市町村になります。 したがって、ご質問の事例でいえば、A市が給付の実施主体となり、その場合の利用者負担額もA市が定める額となります。	
8	利用者負担	利用者負担には、どのような費用が含まれているのでしょうか。	利用者負担額は公定価格の一部を成すものであり、公定価格を構成する教育・保育を提供するに当たって通常必要となる人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者に負担していただくものです。なお、2号認定子どもと3号認定子どもの利用者負担額には給食材料費相当額(2号は副食費、3号は主食費及び副食費)が含まれています。	
9	2号認定に切り替わった満3歳児の保育料	利用者負担額は認定区分ごとに設定されていますが、満3歳に到達したことにより、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる子どもの利用者負担額は、2号の利用者負担額に切り替わるのでしょうか。	満3歳児に係る公定価格は、満3歳に到達した年度中は、2歳児の公定価格と同額になるよう調整しており、利用者負担額についても、 3号と同額を適用します。	一部修正
10	多子軽減	現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いとは新制度ではようになりますか。	多子軽減の取扱いについては、現行の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講ずることとしています。 具体的には、教育標準時間認定の子どもについては、小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。 また、保育認定の子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。	
11	入退所による日割り計算方法	月途中で入退所した場合の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園(又はその逆)など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。	月途中で入退所があった場合は、給付費・委託費と同様に教育標準時間認定は20日、保育認定は25日を基本として日割り計算することとしています。また、利用先が異なる施設・事業となった場合にも、それぞれの利用者負担額を日割り計算することになります。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て (教育標準時間認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(20日を超える場合は20日)÷20日 (保育認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(25日を超える場合は25日)÷25日 ※「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整がされている施設(事業所)においては20日	

12	保育料の特別徴収	市町村が契約の主体となる公立保育園及び私立保育園の保育料は、現行と同様に児童手当から特別徴収することができますか。	私立保育所は子ども・子育て支援法施行令による読み替えに基づき、従来通り、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。 公立保育所は滞納があり代行徴収の対象になる場合、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。	
13	徴収事務	市町村民税の税率が異なる自治体も一部ありますが、その場合であっても標準税率で再計算する方法ではなく、課税されている金額で利用者負担額を決定するということになるのでしょうか。	実際に保護者が課税されている市町村民税所得割額をもとに、利用者負担額を決定することになります。	
14	階層区分	利用者負担の階層区分は現行の利用者負担の水準を基本にしているとのことですが、新制度の階層区分の設定にあたり、どのような世帯を想定しているのでしょうか。	夫・妻・子2人(廃止前の年少扶養控除の対象)という世帯を想定しています。 ※教育標準時間認定は、妻は専業主婦を想定(所得がゼロ) ※保育認定は、妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入)	
15	階層区分	保育所においては、国通知(「保育所の費用徴収制度の取扱いについて(平成7年3月31日付児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)」)により、費用負担が困難であると市町村が認めた場合は階層区分の変更を行って差し支えないとされていますが、新制度においてもこの例外措置は適用されるのでしょうか。また、保育所以外の施設・事業について、同様の場合は階層区分の変更を行っても差し支えないのでしょうか。	全ての施設・事業について、現行の保育所における取り扱いと同様、負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村が認めた場合は、直近の年収等を基に階層区分の変更を可能とする予定であり、それらを含めた運用面の詳細は別途整理してお示しします。 なお、現在の幼稚園就園奨励費補助事業においても、家計の急変を市町村が認めた場合、階層区分の変更が可能となっています。	
16	階層区分	利用者負担の所得階層区分に用いる税額について、現行制度において行っている年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算する取扱いはどうなりますか。	保育所の利用者負担額の算定にあたっては、市町村の事務負担等に考慮し、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算する方法ではなく、改正前後で極力中立的なものになるよう、階層に用いる市町村民税所得割額を設定しています。幼稚園についても、扶養控除見直し前の旧税額を再計算し、適用することができる現行の取扱いは 行わないこと とします。 ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする考えです。	一部修正
17	階層区分	「利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行う」とありますが、現行、保育所の保育料は、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない取り扱いとしています。新制度においては、これらの税額控除額をどのように扱うのでしょうか。	税額控除(調整控除を除く)は、人的控除と異なり所得能力を直接反映するものではないことを踏まえ、利用者負担額の算定上反映させない こととします 。	一部修正

18	階層区分	市町村民税額を基に階層区分を設定するという全体方針にも関わらず、2号認定、3号認定の利用者負担の所得階層区分の第3階層が「市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)」となっているのはなぜですか。	保育認定の第3階層については、これまでの保育所における取り扱いを踏襲し設定したところですが、所得税非課税であることを別途推算する必要があり、また、年少扶養控除に係る取り扱いを変更したことにより利用者負担額が現行制度と比較して変動する世帯が多く発生する可能性もあることから、モデル世帯における推計年収を基に、改正前後で極力中立的なものになるよう「市町村民税所得割額」に置き替えます。具体的には、第3階層の区分について「市町村民税課税かつ所得税非課税となる世帯」から「市町村民税所得割額48,600円未満」とします。	一部修正
19	税の切り替え時期	利用者負担の切り替え時期はいつになりますか。	利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとし、具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とします(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する)。	一部修正
20	公定価格との関係	公定価格の水準は、27～29年度は各年度において変わり得ることですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年変わるのですか。	利用者負担額については、公定価格の単価と同様、最終的には毎年度の予算編成過程を経て決定されることとなりますが、公定価格の水準に連動して、国が示す利用者負担額の水準を変更させることは考えていません。	
21	給食費の徴収方法	教育標準時間認定の子どもに係る給食費を利用者負担額に含めて徴収することは可能ですか。	給食費は実費徴収として徴収することが可能です(徴収するかどうかは各施設・事業者の判断です)。なお、実費徴収については、費用徴収に関するルールに従って、事前説明・同意が必要です。また、同一学年の在園児全員から一律に徴収し、在園児全員に対する食育の推進の観点から教育上必要なものとして徴収する場合には、現在の就園奨励費補助の取扱いと同様に、給食費を利用者負担額に含めて徴収することが可能です。	追加
22	私立施設の徴収根拠・位置づけ	私立施設の利用者負担の徴収根拠は何で規定されているのでしょうか。また、私立施設の利用者負担額は、規則で定めることは可能ですか。	私立保育所の利用者負担の徴収根拠は、子ども・子育て支援法附則第6条4項に規定があり、それ以外の私立施設については、施設と保護者との直接契約になるため法で特段の規定はしていません。また、私立施設の利用者負担額については、第27条3項の規定により、政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定めることとなっており、規則で定めることも可能です。	追加

23	時効	<p>現行制度の保育料の時効は5年ですが、時効の考え方については、子ども・子育て支援法第78条により、子どものための教育・保育給付を受ける権利、拋出金、徴収金を徴収する権利の時効は2年とあります。新制度の公立施設の保育料の時効は何年になりますか。また、私立施設の保育料の時効は何年になりますか。また、その根拠は何処になりますか。</p>	<p>公立施設の利用者負担については、地方自治法第225条及び第228条に基づき条例で使用料として徴収根拠を定めていただくことから、地方自治法第236条に基づき時効は5年間となります。</p> <p>また、私立保育所に関しては、子ども・子育て支援法附則第6条4項の規定により、市町村長が徴収をすることから、上記と同様に時効は5年間となります。私立保育所以外の私立施設については、私債権として時効は2年間となります。</p> <p>なお、子ども・子育て支援法第78条に規定する徴収金を徴収する権利に、利用者負担を徴収する権利は含まれていません。</p>	追加
24	特例給付の利用者負担額	<p>2号認定子どもが幼稚園に入り、特例給付を受ける場合の利用者負担額はどのようになるのでしょうか。</p>	<p>利用者負担、公定価格ともに、1号認定子どもに係る額と同額となります。</p>	追加
25	入園料	<p>入園料は、上乗せ徴収として月々の徴収でも、一度の徴収でも良いとされていますが、これまで入園時に一括徴収していた幼稚園が施設型給付に移行した場合、入ってきた年度によって、既に払っている子と月々徴収する子と、同一園で入った年度で徴収方法を変えても良いのでしょうか。</p>	<p>既に入園した子どもについて徴収済みの納付金は、新制度に基づく規制の対象となるものではなく、施設と保護者との国民契約に基づくものであり、両者の間で相談・協議のうえ、その取扱いを決めることが適当と考えられます。</p> <p>新制度に移行して以後徴収する納付金については、既に入園している園児も含めて、同じルールや金額で徴収することが基本と考えますが、保護者の同意が得られることを前提に、合理的な説明がつけば、園児により額を変えることもあり得ると考えます。また、既に一括で徴収している子については改めての上乗せ徴収の負担は不要とする運用や、一旦清算した上で、徴収し直す方法もあると考えられます。最終的には施設と保護者との国民契約であり、確認基準に違反しない範囲内で、各幼稚園が判断することとなります。</p>	追加
26	利用者負担額の減免	<p>現行制度で行われている、ひとり親世帯等への保育料の軽減・減免については、新制度でも継続するのでしょうか。その場合、保育所以外の施設を利用した場合の利用者負担額も減免するのでしょうか。また、幼稚園での減免はありますか。</p>	<p>現在、保育所運営費において行われているひとり親世帯等への軽減措置については、新制度においても、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置を実施することとしています。</p> <p>※平成26年7月31日子ども・子育て会議資料参照。</p>	追加
27	延長保育の利用料	<p>延長保育の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。</p>	<p>延長保育事業の詳細について、現在検討中ですが、基本的には現行の延長保育事業の考え方を引き続き踏襲していくことを想定しており、利用料の取り扱いについても現行と同様に各市町村又は施設・事業所において定めることとなります。</p>	追加

【公立幼稚園・公立保育所】

NO	事項	問	答	備考
1	新制度の位置づけ	公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。	市町村は、住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する責務を有しています。 市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を経営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。 なお、消費税収等による質の改善に伴う所要額に係る地方財政措置への反映については、公立施設は基本的にすべて新制度に入ることを前提として設定する方向で関係省庁と相談していきます。また、こうした考え方は公立保育所についても同様です。	一部修正
2	施設型給付	公立幼稚園や公立保育所を設置する市町村は、公立幼稚園や公立保育所に係る施設型給付の額を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。	公立幼稚園や公立保育所の施設型給付額については、最終的には、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村が定めることとなりますが、国の公定価格の基準、各施設での現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割、意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。 なお、新制度における公立施設の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」に伴う所要額や、財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。	一部修正 【利用者負担額】Q6 移動
3	3年保育	現在、2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要はありますか。	公立幼稚園については、新制度に基づく確認対象施設としてみなされるため、特段の対応をしなくても新制度の対象施設となります。新制度への移行に伴い、3年保育を実施する義務が生じるものではありません。ただし、市町村事業計画の策定に当たり、見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対し、私立幼稚園や認定こども園を含めた供給量が不足している場合には、私立幼稚園などによる対応を含め、その確保方を市町村として定めていただく必要があります。	
4	就園奨励費の取扱い	公立幼稚園に対する就園奨励費補助金はどうなるのですか。	公立幼稚園については、全て新制度に移行することを想定しており、公立幼稚園の保護者の負担軽減のために市町村が行う幼稚園就園奨励費補助事業に対する国の補助は廃止する予定です。	【利用者負担額】Q7 移動
5	一時預かり	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり(幼稚園型)の対象となりますか。	実施要件を満たすことにより対象となります。なお、他の事業と同様、国3分の1、都道府県3分の1の交付金の対象となる予定です。	【財政支援・私学助成・就園奨励費】 No.15再掲
6	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額(階層区分)	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額は、どのように設定すれば良いですか。	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額については、現行の徴収額、公立施設の役割、意義、幼保・公私間のバランス、激変緩和の必要性等を考慮の上、最終的には市町村が判断すべきものです。設定に当たり、必ずしも国が定める所得階層区分どおりの区分とする必要はありませんが、国が定める上限は公私共通の基準となるため、それぞれの階層区分ごとに、国の定める基準の範囲内で設定されていることが必要になります。	追加

【認定こども園】

NO	事項	問	答	備考
1	保育教諭	幼保連携型認定こども園においては、3歳未満の子どもの保育を担当する職員も保育教諭でなければならないのでしょうか。	3歳未満の子どもの保育を担当する者も保育教諭となります。したがって、原則として、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両者が必要となります。	追加
2	保育教諭 (幼稚園教諭の免許更新)	幼稚園教諭の免許更新の手続きを行っていない幼稚園教諭の取扱いはどうなりますか。新制度移行に伴う経過措置は講じられますか。	旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)を所持している者で、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を超過し、さらにその後更新講習修了確認を受けていない者についても、認定こども園法の施行の日から5年間(経過措置期間)については、保育教諭となることができます。ただし、その場合には、経過措置期間が終了するまでの間に、更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。(認定こども園法附則第5条第3項) なお、幼稚園教諭免許状を保有している保育士で、児童福祉法第39条1項に規定する保育所等に勤務する者は免許状更新講習を受講することができます。(免許状更新講習規則第9条第2項第2号)	追加
3	幼保連携型認定こども園の園長資格	幼稚園教諭免許の二種免許状のみ所有している者は、幼保連携型認定こども園の園長にはなれないのでしょうか。	単に幼稚園教諭の二種免許状を有しているだけでなく、例えば、幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身につけた者など、幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、認定こども園法施行規則第12条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認めた者については、園長となることが可能です。	追加
4	子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業の関係	認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。	認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業です。「週3日以上・1日5時間以上の開所」「専任職員2名以上配置」などの事業要件を満たせば、認定こども園でも、地域子育て支援拠点事業を受託することができます。現に、平成25年度には、拠点事業のうち140か所は、認定こども園を実施場所としています。(平成26年6月末時点の集計状況) 地域子育て支援拠点事業は、現在約6,000か所ですが、消費税財源を投入し、将来的には中学校区に1か所(全国で10,000か所)を目標として、整備を進めることとしています。 市町村におかれては、現在地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行するに当たり、同事業の委託をやめるようなことが決して無いよう、強くお願いいたします。	追加
5	幼保連携型認定こども園になる際の分園の取扱い	遠隔地に分園を持っている法人が幼保連携認定こども園になる際、分園の取扱いはどうなりますか。	保育所における分園の設置認可にあたっては、本園・分園それぞれで基準を満たすことを基本としつつ、嘱託医や調理員に係る特例を設けていますが、それらの取扱いを踏まえて今後整理してお示します。	追加

6	認定こども園が新制度に移行しない場合の財政支援	各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成（一般補助）や保育所運営費は受けられますか。	いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成（一般補助）や保育所運営費を継続する予定はありません。	追加
---	-------------------------	---	---	----

【地域型保育事業】

NO	事項	問	答	備考
1	小規模保育（特例給付）	小規模保育事業を利用する子どもが3歳になったが、卒園後の受け皿が見つからない場合、引き続き、特例給付を受けて小規模保育事業を利用することは可能ですか。	小規模保育事業を利用する子どもについては連携施設を設定して、卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられているところです。 経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で、特例給付を受けて、引き続き、小規模保育事業を利用することは可能です。	追加
2	事業所内保育（特例給付）	事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合、引き続き、事業所内保育事業を利用することは可能ですか。	地域枠において事業所内保育事業を利用する子どもについては、連携施設を設定して卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられているところです。経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で特例給付を受けて、引き続き事業所内保育事業を利用することは可能です。（なお、従業員枠において事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合についても、特例給付を受けて、事業所内保育事業を利用することは可能です。）	追加
3	事業所内保育	事業所内保育事業について、業務委託契約を結んでいる者など、事業主が直接雇用していない場合も、従業員枠として利用できますか。	事業主が直接雇用していない場合であっても、業務委託契約を結んでいる者などに対して、実質的に自社労働者と同様に事業所内保育を行っている場合は、事業所内保育事業の対象として、従業員枠の中で利用して頂くことは可能です。	追加

4	連携施設	家庭的保育事業者などの連携施設に公立の保育所(又は幼稚園)がなった場合、保育支援などで民間施設に赴く場合、公務員の立場で民間で業務を行うことに問題はありませんか。また、民間で業務を行っている際に生じた事故などの責任、賠償などについて協定などに免責要件を盛り込むなどして対応して問題ないでしょうか。	現行の家庭的保育事業における「家庭的保育支援者」においても、市町村の職員が支援者となっている場合があるように、公務員の立場で民間の業務を支援することは問題はないものと考えられます。また、後段についても、それらを含めて市町村と事業者間で調整した上で協定を締結することになります。	追加
5	医療法人による地域型保育事業の実施	医療法人は、新たに市町村の認可事業となる小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を行うことはできないのでしょうか。	医療法人は、医療法第42条に基づく告示等において、認可保育所や認可外保育施設(地方自治体が基準を定め、その運営に要する費用の補助等をしているもの)については、事業(附帯業務)として行うことができることとなっています。一方、子ども・子育て支援新制度で新たに市町村の認可事業となる地域型保育事業については、医療法人が行うことができるようにするためには、告示等に新たに規定する必要があることから、現在、告示の改正を検討中です。	追加

【財政支援・私学助成・就園奨励費】

NO	事項	問	答	備考
1	現行制度に残る施設の私学助成の取扱い	現行の私立幼稚園(施設型給付を受けない幼稚園)に対する国の私学助成は、新制度施行後にはどうなるのですか。	新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなります。国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となりますが、国としては、施設型給付を受けない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針です。これらの財政支援の水準については、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めていくこととしています。なお、国の消費税増収分は新制度を含めた社会保障4経費に充てるとされていますが、私学助成や就園奨励費補助はこの対象になっていません。	一部修正

2	新制度に移行する施設の私学助成の取扱い	新制度に移行する私立幼稚園や認定こども園に対する新制度の私学助成・就園奨励費は、新制度の施行後にどのように変わりますか。	私学助成の一般補助は基本的に実施しない予定ですが、国のメニューのうち一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施する方向で検討していきます。また、特別補助については、国のメニューとしては、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施する予定です。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別な事情がある場合の過渡的な措置として実施する方向で検討していきます。また、就園奨励費補助事業は実施しない予定です。	一部修正
3	幼稚園型認定こども園における一般補助	幼稚園型認定こども園に対する私学助成は国の補助の対象になりますか。	幼稚園型認定こども園については、単独型・並列型・接続型のいずれであっても、認定こども園の単位で施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受け、施設型給付費の対象となることを想定しており、国としては、幼稚園部分に対する私学助成（一般補助）や保育機能部分の運営費支援事業を継続する予定はありません。なお、詳しくは2を参照してください。	
4	一般補助の予算額	私学助成の一般補助の予算額をどう見込むのですか。平成29年度に90%の幼稚園が新制度に移行すると考えているのですか。	各年度の予算編成においては、私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査の結果などを活用する予定です。少なくとも制度施行当初数年間は、意向調査を毎年度実施することを想定しています。なお、3月にとりまとめられた「量的拡充」と「質の改善」の所要額の試算に当たっては、平成29年度の移行率を90%と仮置きしたところですが、これは、多くの幼稚園が新制度に移行する場合でも必要な財源が確保されるよう、仮置きしたものです。	一部修正
5	財政措置	施設型給付を受けない幼稚園数・園児数を確実に見込むことは難しいと思われませんが、国として確実に財政措置できるのですか。	施設型給付を受ける園児数・施設型給付を受けない園児数の実績などをもとに、適切に財政措置を講じることを想定しています。具体的な手法については、今後関係省庁と相談していきます。	
6	現行制度に残る私立幼稚園に対する財政措置	施設型給付を受けない幼稚園に対する一般補助の内容に変更はありますか。新制度と同様に質改善を実施する予定はありますか。	国の財政措置（国庫補助及び地方交付税）については、「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」との国会の附帯決議を踏まえ、予算編成の中で検討していきます。	
7	一種免・財務改善	一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援は今後どうなりますか。	国庫補助については、施設型給付を受ける受けないにかかわらず、引き続き実施する方向で検討しています。具体的な内容は、予算編成の中で検討していきます。	
8	現行制度に残る幼稚園に対する就園奨励費補助	施設型給付を受けない幼稚園に対する就園奨励費補助は今後どうなりますか。	施設型給付を受けない幼稚園については、「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」との国会の附帯決議を踏まえ、新制度との整合を図りつつ、予算編成の中で検討していきます。	

9	新制度との出入り	年度途中において市町村の確認を辞退した幼稚園に対する私学助成・就園奨励費は国の補助の対象となりますか。	年度途中から私学助成の対象とするかどうかは都道府県・市町村間で調整して判断いただきたいと考えています。私学助成の国庫補助の対象となるかは今後検討していきます。市町村が年度途中で確認辞退した園に対して就園奨励事業を実施する場合には、国庫補助の対象とすることとし、当該年度の予算の範囲内において対応する方向で検討しています。	
10	特別支援(国負担)	私学助成における幼稚園特別支援教育経費の支援は今後どうなりますか。対象に新たな幼保連携型認定こども園も含まれますか。	私学助成における幼稚園特別支援教育経費は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園のいずれも対象とする方向で検討しています。	
11	特別支援(地方負担)	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に係る特別支援教育経費支援の地方負担は、現在と同じく特別交付税になるのですか。	引き続き特別交付税によることを想定しており、具体的には、今後、関係省庁と相談していきます。	
12	特色のある教育	教育の質の向上を図る学校支援経費は今後どうなりますか。幼児教育向けのメニューを増やすのですか。	幼稚園に係る教育の質の向上を図る学校支援経費は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園のいずれも対象とする方向で検討しています。具体的な内容は、予算編成の中で検討していきます。	
13	施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育	施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育の支援については、私学助成と一時預かり事業のいずれが優先するのですか。	各幼稚園の実情に応じて設置者が選択することを想定しています。	
14	市町村が一時預かり事業を委託しない場合の過渡的な措置	預かり保育推進事業について、市町村が認定こども園や幼稚園に一時預かり事業を委託しない場合の過渡的な措置はどうなりますか。	認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定の子どもの預かり保育については、私学助成からの移行の受け皿となることに特に配慮した一時預かり事業(幼稚園型)の事業類型を創設することとしており、市町村で適切に事業を実施して移行することを原則とします。その上でなお市町村において事業の実施が困難な特別な事情がある場合に限り、預かり保育推進事業(私学助成)の対象とする方向で検討しています。この場合の財政措置については、今後、関係省庁で相談していきます。	
15	公立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり(幼稚園型)の対象となりますか。	実施要件を満たすことにより対象となります。なお、他の事業と同様、国3分の1、都道府県3分の1の交付金の対象となる予定です。	【公立幼稚園・公立保育所】No.5再掲

16	一時預かり事業(幼稚園型)	新制度移行後は、預かり保育は原則として一時預かり事業(幼稚園型)において実施することとなりますが、幼稚園型の補助単価はいつ頃示されるのですか。	一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業であり、国が交付金として3分の1を補助することを想定していますが、概算要求基準に基づき予算要求を行う必要があるため、現時点で施設型給付と同様に仮単価を設定しお示しすることは難しい状況ですが、できるだけ早くお示しできるよう努力したいと考えています。一時預かり事業(幼稚園型)に係る予算については、現行の預かり保育における国の私学助成と同程度の水準を維持しつつ、消費税による質改善の財源の確保の状況に応じて充実に図ることとしており、平成27年度以降の最終的な事業単価は、今後の各年度の予算編成過程において決定されます。	
17	社福法人の扱い	幼稚園特別支援教育経費や教育の質の向上を図る学校支援経費の支援対象に、社会福祉法人が設置する新たな幼保連携型認定こども園も含まれますか。	社会福祉法人が設置する新たな幼保連携型認定こども園も対象となっており、学校法人化措置義務は適用されないこととされています(改正私立学校振興助成法附則第2条の2)。なお、社会福祉法人が現行の幼保連携型認定こども園をやめて独立の幼稚園と保育所を設置することとなった場合に、引き続き幼稚園について私学助成を受けたときは、学校法人化措置義務を負うため、留意が必要です(同法附則第2条第5項。改正前の認定こども園法第15条は削除)。	
18	単独補助	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対して都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないでしょうか。	各都道府県や各市町村としての私立学校教育の振興の考え方に基づいて独自に助成を行うことは可能です(教育基本法第8条参照)。現行の私学助成の水準が都道府県により格差があることなども踏まえ、必要に応じて、新制度に移行する園も含め、地方自治体独自の助成措置を検討することが考えられます。この場合の助成方式としては、市町村による施設型給付の支給とは別に、都道府県が独自に、現行同様、幼稚園への団体補助(機関補助)として私学助成を行う方式や、同様に、市町村が幼稚園への団体補助(機関補助)として独自に補助を行う(市町村の補助に対し都道府県がその経費の一部を補助することもあり得る)方式が考えられます。なお、市町村が、個人給付である施設型給付として、国の設定する公定価格を上回る給付(単価の上乗せ、独自の加算項目などを設定)を行う方式も考えられます(ただし、当該上回る給付部分に係る子ども・子育て支援法による都道府県による補助について、市町村と都道府県で協議が必要)が、施設・市町村の双方にとって、給付実績や審査等の多大な事務負担増となることや、特に広域利用の施設については施設から市町村、市町村から国・都道府県への請求に過誤のないよう注意を要することに留意が必要と考えます。	一部修正
19	団体補助の在り方	団体補助(日本私立学校振興・共済事業団補助及び退職金社団補助)は、新制度施行により変更はありますか。	今回の制度改正は、団体補助の実施主体やその在り方に変更を加えるものではない(新制度に移行する園も含めて対象とする)と考えています。	
20	団体補助の実施主体	政令市・中核市所在の幼保連携型認定こども園の認可は政令市・中核市に権限移譲されますが、団体補助の実施主体はどうなりますか。	団体補助の実施主体については、引き続き都道府県を実施主体として想定しています。	

21	団体補助の加入対象	認定こども園の普及を踏まえ、退職金団体の加入対象に保育所や認可外保育施設を加えてもよいでしょうか。3歳未満児を担当する保育士も認めてよいでしょうか。	退職金団体の運営については、加入対象の範囲を含め特段の規制はなく、各団体の判断により、保育所等の職員を加入対象とすることが可能です。今後、都道府県を通じ、新たな幼保連携型認定こども園の創設をはじめとする認定こども園制度の改善を目的とする新制度の趣旨に沿って、各団体の業務規程等の改正の検討を要請する予定です。	事項修正
22	認定こども園が新制度に移行しない場合の財政支援	各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成（一般補助）や保育所運営費は受けられますか。	いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成（一般補助）や保育所運営費を継続する予定はありません。	・追加 ・【認定こども園】No.6再掲
23	国・地方の費用負担割合	子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業についての国・都道府県・市町村の費用の負担割合はどうなりますか。指定都市・中核市についても都道府県の費用負担があるのでしょうか。	施設型給付については、私立施設の場合、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となり、指定都市、中核市でも他の市町村と同様に1/4となります。公立施設の場合は、市町村の一般財源によることになるため、給付費の負担割合は市町村10/10となります。また、教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、当分の間、全国統一費用部分(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)と地方単独費用部分(市町村負担+都道府県補助)を組み合わせる施設型給付として一体的に支給する経過措置があります。地域型保育給付については、公私ともに国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の割合となり、指定都市、中核市でも他の市町村と同様に1/4となります。地域子ども・子育て支援事業については、要綱でお示しする予定ですが、補助率は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3を予定しています。(妊婦健診は一般財源)	追加

【教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費に係る経過措置】

NO	事項	問	答	備考
1	経過措置の対象施設	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の経過措置は、保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園の1号給付にも適用されるのですか。	1号給付のいずれについても適用されます。	
2	全国統一費用部分と地方単独費用部分の財政負担	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で、給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれですか。あるいは、基本分単価、加算単価ともに、一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのですか。	全国統一費用部分及び地方単独費用部分の性格を踏まえながら、実際の算定実務への影響を極力小さくする観点から、基本的には、1号給付に係る公定価格の総額に対する一定の割合により国庫負担対象額を設定し、利用者負担額を控除した額を国1/2、都道府県1/4により財政負担する方向で、関係省庁と調整を進めています。	一部修正
3	地方単独費用部分における負担割合	地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうなりますか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうなりますか。	本則における市町村と都道府県の費用負担(1:1)を踏まえ、経過措置である地方単独費用部分についても、市町村実質負担:都道府県補助=1:1の割合とする方向で関係省庁と調整を進めています。こうした考えのもと、交付税措置について、総務省と調整して予算編成過程で決定することとなります。	

【その他】

NO	事項	問	答	備考
1	広域利用	受け入れ制限(同市の居住者のみ受け入れ)をしている公立施設は、新制度では必ず広域化が必要ですか。	必須ではありませんが、広域入所をどの程度見込むかなど周辺自治体との連絡・調整のうえ、検討する必要があるものと考えます。	追加
2	給付額の利用者通知	法定代理受領における給付額の利用者への通知は、毎月行わなければならないのでしょうか。例えば1年分をまとめて通知することは認められますか。	利用者への通知の取り扱いについては、他制度の運用状況等を参考に、ご照会のように1年分をまとめて通知する取り扱いとすることも含めて検討のうえ、お示します。	追加